

高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）の概要

飯田市

1 計画の背景及び目的等

介護保険制度が2000年に創設されてから20年以上が経ちましたが、この間、国は「地域包括ケアシステム」の構築を掲げ、各自治体に対し、地域の実情に応じて深化、推進するよう働きかけてきました。

国の総人口が減少に転じる中、間もなく、いわゆる団塊の世代すべてが75歳以上となる令和7年（2025年）を迎え、その先には、令和22年（2040年）に、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となるなど、高齢者人口は今後も増加傾向であると見込まれています。

飯田市の高齢者人口は令和3年をピークとして減少に転じましたが、75歳以上人口は令和12年頃まで増加する見込みであり、介護ニーズの高い高齢者の増加に対し、将来を見据えた取組が必要となります。

この計画は、今後も当市の「高齢者が安心して健やかに暮らせるまちづくり」を目指し、地域包括ケアシステムの更なる深化と地域共生社会の実現に向け、高齢者の自立支援、介護予防、重度化防止に資する効果的な取組を進めるために、地域課題を分析し、課題に対する方針や取り組むべき施策を明らかにすることを目的として策定するものです。

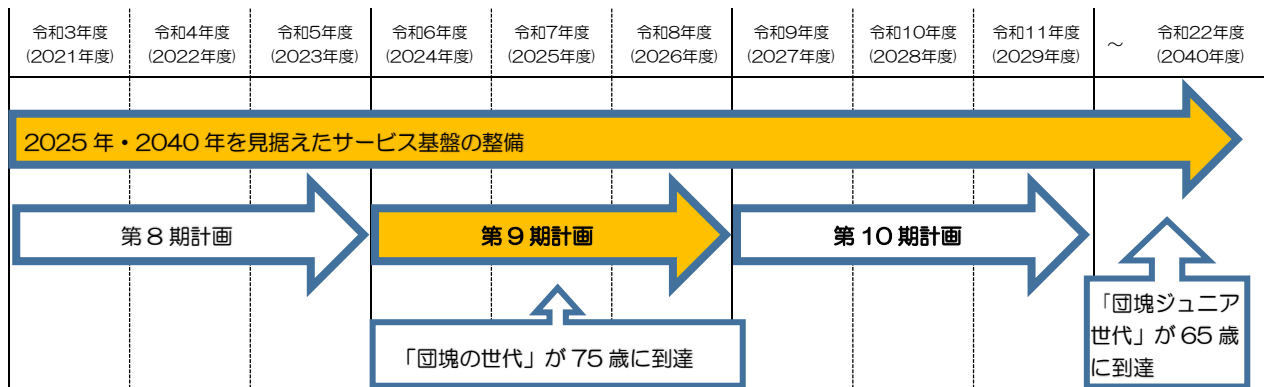
2 計画の位置付け

老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」と介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして策定します。

3 計画期間

令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）まで <3か年計画>

※第8期までの取組を踏まえ、令和22年（2040年）までの要介護認定者数やサービス需要の見込みから介護給付や保険料の水準を示し、中長期的な視点を見据えた計画としています。



4 当市の高齢者人口と要介護認定者の長期推計

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
要支援1	608	539	473	467	489	521	551	576	573	577	571
要支援2	716	613	586	589	583	616	678	704	696	705	694
要介護1	1,340	1,354	1,345	1,355	1,340	1,337	1,332	1,349	1,336	1,386	1,362
要介護2	1,071	1,055	1,070	1,088	1,072	1,070	1,065	1,054	1,078	1,089	1,075
要介護3	887	888	861	869	874	871	867	828	853	895	913
要介護4	830	801	831	806	808	806	834	825	849	893	912
要介護5	696	728	724	648	661	659	658	678	705	743	766
合計	6,148	5,978	5,890	5,822	5,827	5,880	5,985	6,014	6,090	6,288	6,293
被保険者数	32,360	32,459	32,322	32,156	32,119	32,020	31,931	31,576	31,350	31,768	31,327
出現率※	18.73%	18.16%	17.96%	17.85%	17.89%	18.11%	18.50%	18.81%	19.20%	19.60%	19.90%

※認定者総数には、第1号被保険者及び第2号被保険者を含み、被保険者数は、第1号被保険者のみです。

※出現率は、第1号被保険者に占める第1号被保険者の要支援・要介護認定者の割合です。

5 第8期計画から第9期計画に向けた課題

第8期計画では、「生涯現役」、「生涯安心」を目指し、「高齢者が安心して健やかに暮らせるまちづくり」の実現に向けて、「3つの目標」と「9項目の施策」を体系として取り組んできました。

また、第7期、第8期の介護保険料は県下の市で比較的高額な設定であったため、「自立支援、介護予防、重度化防止の推進」などに取り組んできましたが、第9期でも引き続き重点的に取り組む必要があります。

■施策1 介護予防の意識醸成

- ・市民や地域、行政等が一体となった介護予防の取組の継続
- ・「通いの場」を活用したフレイル予防の啓発と意識醸成
- ・高齢者健康ポイント事業の推進

■施策2 利用者の状態にあった効果的な介護予防事業の推進

- ・重度化の予防や適切なサービス提供のための初期相談対応充実
- ・「通いの場」の集約と再構築

■施策3 地域の実情にあったサービスの充実

- ・介護予防・生活支援サービスの課題検討
- ・在宅福祉サービスの課題検討

■施策4 多様な人材の確保

- ・介護人材不足への対応

■施策5 地域包括ケアシステムの強化、多職種連携の構築

- ・地域包括支援センターの体制整備と周知
- ・地域ケア会議の周知と参加促進

■施策6 高齢者の生きがいつくり、社会参加の促進の意識醸成

- ・高齢者の生きがいつくりの場の創出

■施策7 高齢者の権利擁護・虐待防止

- ・成年後見制度の利用促進と支援体制整備
- ・虐待等への対応

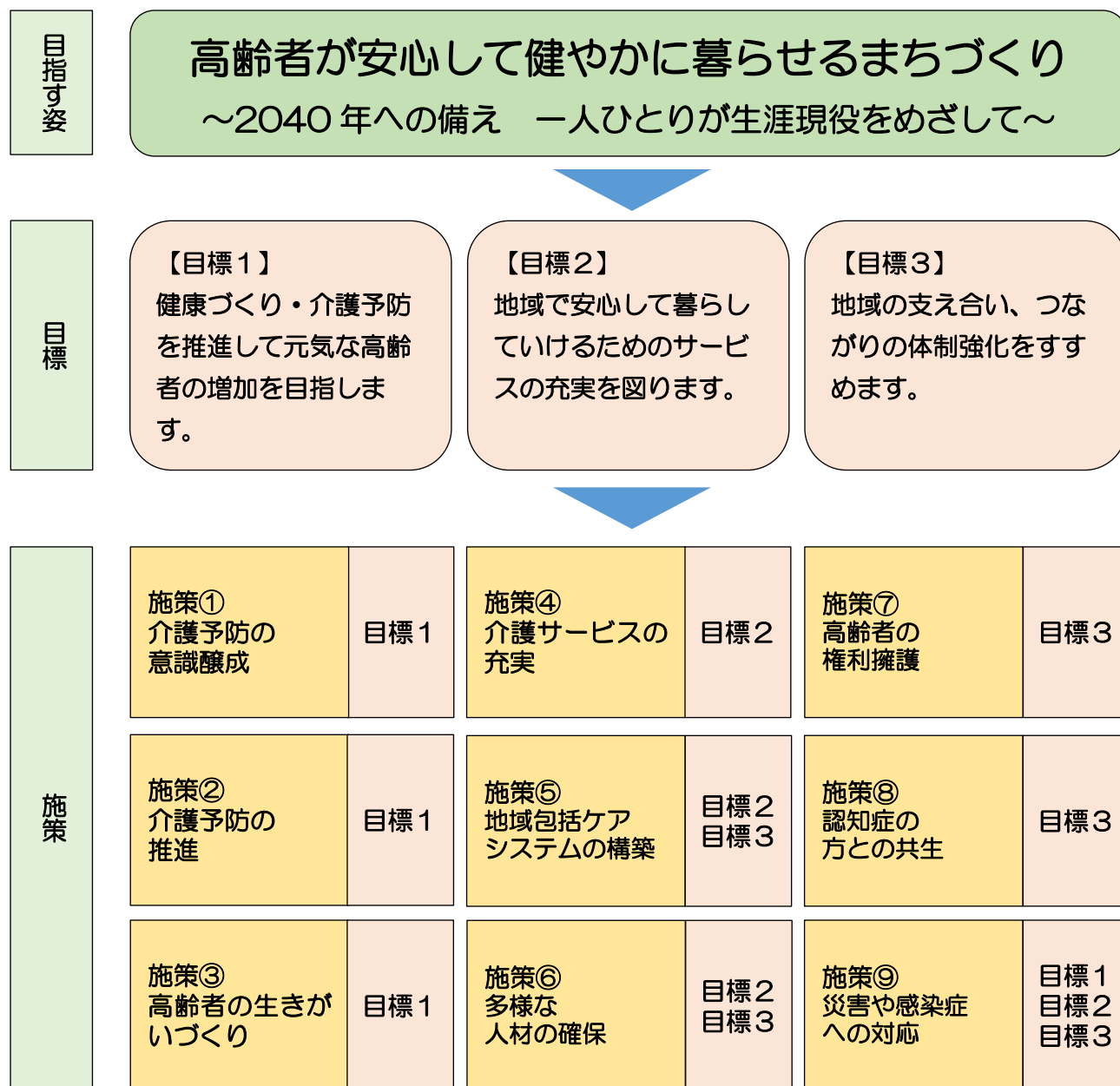
■施策8 認知症の方と共生できる体制づくり

- ・市民への認知症や軽度認知障害に関する知識と理解の普及
- ・認知症の高齢者に対する支援の取組

■施策9 災害や感染症対策に係る体制整備

- ・災害や感染症発生時の介護サービス継続体制整備

6 第9期計画の体系



■目指す姿

国が示す地域包括ケアシステムの推進と深化と、地域共生社会の実現に向け、また団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）までに、社会の変容に伴い予測される多くの課題に対する取組が求められることを見据え、本市の目指す姿を掲げます。

■「3つの目標」と「9項目の施策」

本市の高齢化率は全国平均よりも高く、これまでも「生涯現役」をめざした取組を進めてきました。「3つの目標」は前期と同様とし、「9項目の施策」については一部修正しつつ、第8期計画の施策を展開する中で見えてきた課題の解決に向け、より一層「生涯現役」をめざした取組を推進していきます。

7 第9期計画の施策

■施策1 介護予防の意識醸成

【方向性】

- 市民や地域、行政等が一体となった健康づくりや介護予防の取組
- 高齢者に対する保健事業、介護予防事業及び介護サービスの提供を通じて介護予防の意識啓発
- 保健事業と介護予防事業の一体的実施
- 高齢者の「通いの場」の再構築・拡充と参加者の増加
- 高齢者の健康ポイント事業等による「フレイル」の認知度向上とフレイル予防の啓発

【重点（強化）、新規取組】

- 「フレイル予防」の意識啓発
- 「通いの場」におけるフレイル予防

■施策2 介護予防の推進

【方向性】

- サービスを提供する事業者等と連携した予防サービス内容の充実
- 初期段階における新規相談の推進に向けた介護予防事業等に関する啓発の強化
- 高齢者の新規相談に対する、理学療法士と地域包括支援センター職員との同行訪問
- 住民主体の「通所型サービスB事業」の運営と会場数の増加
- 「通所型サービスC事業」と「訪問型サービスC事業」の周知

【重点（強化）、新規取組】

- 軽度者の新規相談に対するリハビリ職の同行訪問
- 短期集中予防サービス（サービスC）

■施策3 高齢者の生きがいづくり

【方向性】

- 高齢者が「支える側」として生涯現役で活躍できるための意識啓発
- 高齢者の社会参加に向けた場の提供やきっかけづくり
- 高齢者の豊かな知識、経験、技能などの能力を活用できる就労の場や、社会参加の場の確保
- 「支え手」として活躍する高齢者のボランティアの活動支援

【重点（強化）、新規取組】

- 高齢者のボランティア活動の創出

■施策4 介護サービスの充実

【方向性】

- 施設サービスほか各種サービスをバランス良く組み合わせた体制の検討と整備
- 介護支援専門員の研修の実施や、ケアプランの質の向上
- リハビリテーション専門職による地域リハビリテーション活動支援の強化
- 介護保険制度では賄えないサービスについて、多様な主体による提供体制の整備

【重点（強化）、新規取組】

- 介護保険サービスの整備検討
- 地域リハビリテーション活動支援事業

■施策5 地域包括ケアシステムの構築

【方向性】

- 「地域包括ケアシステム」構築について、多様な主体と連携した取組の推進
- 多職種連携による「介護予防のための地域ケア個別会議」の定期開催
- 7つ目の地域包括支援センターの開設
- 地域包括支援センターの認知度を高めるための啓発

【重点（強化）、新規取組】

- 地域包括支援センターの運営事業
- 地域包括支援センターの機能強化

■施策6 多様な人材の確保

【方向性】

- 研修支援、就労者定着支援と、既存の長野県等の人材確保支援制度の周知
- 介護職員の雇用につながる機会の創出と、介護助手養成
- 介護職員の離職者の減少や負担軽減につながる介護機器導入補助、人的資源以外の活用の検討

【重点（強化）、新規取組】

- 介護職員の就労定着支援
- 介護職員の雇用につながる機会の創出
- 介護職員の離職防止と負担軽減

■施策7 高齢者の権利擁護

【方向性】

- 成年後見制度の利用促進
- 高齢者虐待に対する早期発見と迅速かつ適切な対応
- 高齢者等の消費者被害を防ぐための注意喚起

【重点（強化）、新規取組】

- 成年後見制度の周知、啓発

■施策8 認知症の方との共生

【方向性】

- 認知症の人や家族の視点を重視し、「共生」と「予防」を両輪とした認知症施策の推進
- 認知症サポーター養成講座、認知症講演会等の開催による認知症の啓発
- 認知症カフェの実施会場の増加や内容の充実
- 認知症相談窓口である、地域包括支援センターや、認知症疾患医療センターの啓発
- 「認知症初期集中支援チーム」による個別支援

【重点（強化）、新規取組】

- 認知症に係る正しい知識、理解の普及

■施策9 災害や感染症への対応

【方向性】

- 防災、感染拡大防止策の周知、啓発
- 災害時等においても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制の整備

【重点（強化）、新規取組】

- 介護事業所への、防災啓発や感染症拡大防止策の周知、啓発
- 県、保健福祉事務所、関係機関と連携した支援

8 第9期介護保険事業量等の見込み

■事業量等の見込み

現状での、高齢者人口や認定者数の推計等に基づき、これまでの利用実績等から第9期のサービス利用者・件数は以下のとおり見込んでいます。

※(回)・(日)数は1月当たりの数、(人)は1月当たりの利用者数で、小数点1位を四捨五入で表記

※伸び率は、(第9期(令和6年～8年度)の平均値/令和5年度(2023年度)の値×100)で算出

介護サービス費

居宅サービス	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	伸び率	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
居宅サービス							
訪問介護(回)	20,059	20,153	19,882	19,576	99.1%	19,243	21,332
訪問入浴介護(回)	581	596	580	566	99.9%	561	643
訪問看護(回)	2,913	2,938	2,894	2,848	99.3%	2,806	3,103
訪問リハビリテーション(回)	3,265	3,254	3,220	3,180	98.6%	3,154	3,431
居宅療養管理指導(人)	564	559	553	546	98.0%	538	584
通所介護(回)	11,278	11,758	11,566	11,458	102.8%	11,263	12,277
通所リハビリテーション(回)	3,296	3,297	3,257	3,243	99.1%	3,209	3,405
短期入所生活介護(日)	3,543	3,510	3,467	3,441	98.0%	3,382	3,673
短期入所療養介護:老健(日)	1,457	1,425	1,397	1,384	96.2%	1,353	1,487
短期入所療養介護:介護医療院(日)	19	19	19	19	100.0%	19	19
福祉用具貸与(人)	2,312	2,292	2,277	2,266	98.5%	2,247	2,356
特定福祉用具購入費(人)	32	31	30	30	94.8%	30	30
住宅改修費(人)	19	19	19	19	100.0%	19	19
特定施設入居者生活介護(人)	82	87	87	88	106.5%	87	92
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護(人)	23	22	21	20	91.3%	19	23
夜間対応型訪問介護(人)	10	10	10	10	100.0%	10	11
地域密着型通所介護(回)	5,786	5,934	5,873	5,796	101.4%	5,776	6,121
認知症対応型通所介護(回)	880	972	958	925	108.1%	898	983
小規模多機能型居宅介護(人)	107	107	107	104	99.1%	104	114
地域密着型特定施設入居者生活介護(人)	19	18	18	18	94.7%	18	18
居宅介護支援サービス							
居宅介護支援(人)	2,934	2,901	2,885	2,851	98.1%	2,769	2,962

介護予防サービス費

介護予防居宅サービス	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	伸び率	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護(回)	1	1	1	1	100.0%	1	1
介護予防訪問看護(回)	310	304	314	345	103.4%	352	352
介護予防訪問リハビリテーション(回)	513	493	503	532	99.3%	562	562
介護予防居宅療養管理指導(人)	27	27	29	31	107.4%	33	33
介護予防通所リハビリテーション(人)	51	73	77	82	151.6%	86	86
介護予防短期入所生活介護(日)	41	35	35	41	91.1%	41	41
介護予防短期入所療養介護:老健(日)	0	6	6	6	—	6	6
介護予防福祉用具貸与(人)	587	588	616	668	106.3%	696	697
特定介護予防福祉用具購入費(人)	8	8	9	10	112.5%	12	12
介護予防住宅改修費(人)	8	10	11	12	137.5%	12	12
介護予防特定施設入居者生活介護(人)	3	3	3	4	111.1%	4	4
地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護(回)	5	5	5	5	100.0%	5	5
介護予防小規模多機能型居宅介護(人)	15	13	14	15	93.3%	16	16
介護予防支援サービス							
介護予防支援(人)	620	629	664	721	108.3%	750	751

■施設整備の方向性について

将来的（令和7年度以降）に見込まれる要介護認定者の増加や、家族構成の変容などの背景を踏まえ、急激な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）待機者の増加に対応できるよう、必要（最低限）な施設整備を進めます。

一方で、多くの在宅要介護者が在宅介護サービスを受けながら安心して生活できる、という視点も引き続き必要であり、要介護認定者数と施設待機者数の急激な増加を防ぐよう、第7期、第8期において取り組んできた介護予防などの取組を継続します。

■介護施設の整備目標について

●介護老人福祉施設

- ・今後見込まれる要介護認定者数と介護老人福祉施設の需要（待機者数等）増加を見据え、既存の施設定員総数などから総合的に判断し、介護老人福祉施設を整備（最大40床）します。
- ・感染症予防への対策や地域の実情に鑑み、既存の介護老人福祉施設に併設する短期入所生活介護施設の一部を介護老人福祉施設用に転換（15床）し、併せて増床（2床）します。

●介護老人保健施設

- ・今後の需要等について注視することとし、第9期計画期間中の整備は行わないこととします。

●介護医療院

- ・施設待機者のうち医療依存度の高い待機者にとって最適な施設の一つであり、総合的な施設待機者の増加抑制に大いに期待できるため、介護医療院を整備（最大48床）します。

●地域密着型介護老人福祉施設

- ・既存の地域密着型介護老人福祉施設を増床（1床）します。

●認知症対応型共同生活介護

- ・認知症対応型共同生活介護を3施設（定員27人）整備します。

施設名	令和5年度 (2023年)	増	減	令和8年度 (2026年)
介護老人福祉施設（地域密着含む）	650	58	0	708
介護老人保健施設	329	0	0	329
介護医療院	118	48	0	166
入所施設計	1,097	106	0	1,203
認知症対応型共同生活介護	171	27	0	198

■介護給付費・地域支援事業費の見込みについて

単位：人または千円

	第8期計画期間		第9期計画期間	
	令和5年度 2023年度実績見込	令和6年度 2024年度見込	令和7年度 2025年度見込	令和8年度 2026年度見込
介護給付費				
介護サービス等諸費	9,965,893	10,332,872	10,384,021	10,508,418
うち施設介護サービス費	3,883,703	4,321,468	4,405,816	4,567,678
介護予防サービス等諸費	165,742	176,192	185,104	201,328
その他諸費	9,870	10,670	10,780	10,950
高額介護サービス費等	211,190	224,996	227,253	230,609
高額医療合算介護サービス費等	32,081	33,300	33,400	33,700
特定入所者介護サービス等費	209,980	275,739	278,524	283,296
介護給付費計	10,594,756	11,053,769	11,119,082	11,268,301
対前年度比	—	104.33%	100.59%	101.34%
地域支援事業費				
介護予防・生活支援サービス事業	268,460	312,499	321,686	331,229
一般介護予防事業費	13,691	18,980	21,514	22,514
包括的支援事業費・任意事業費	164,240	210,379	210,952	214,552
その他諸費	0	0	0	0
地域支援事業費計	446,391	541,858	554,152	568,295
対前年度比	—	121.39%	102.27%	102.55%

9 第1号被保険者の保険料設定

※飯田市の保険料についての内容は
条例事項のため、3月議会における
議決により決定します。

■第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料は、計画期間3年間の介護給付にかかる費用（給付費）及び地域支援事業費の見込み額のうち、第1号被保険者が負担すべき費用（全体の23%）から算出します。

国の保険料標準段階は、第8期までは9段階制でしたが、第9期では低所得者層への配慮と、負担能力に応じた保険料の観点等から、13段階制に多段階化されました。

■飯田市の保険料設定

飯田市では、より負担能力のある方にご負担いただくことで低所得者層へ配慮した保険料設定とするため、第9期計画期間は国の標準段階よりも多段階化して **16段階制**とし、基準に対する割合についても変更します。この場合、第5段階の保険料基準月額は、6,258円と見込まれますが、物価高騰による高齢者の生活への影響や、介護報酬改定、計画期間中の施設整備等の影響を考慮し、介護給付費等準備基金からの繰り入れにより保険料基準月額を据え置き、**5,980円**とします。

■公費投入による低所得者への軽減策

第1段階から第3段階について、制度に則った公費投入により負担割合の軽減を実施します。

所得段階	所得区分	基準に対する割合	月額
第1段階	生活保護を受けている方、または、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方	軽減後 0.280	1,674円
	世帯全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	軽減前 0.400	2,392円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	軽減後 0.480 軽減前 0.600	2,870円 3,588円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える方	軽減後 0.685 軽減前 0.690	4,096円 4,126円
第4段階	本人が市民税非課税で、同居の世帯員の中に市民税課税者がいるが、前年中の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	0.900	5,382円
第5段階 (基準)	本人が市民税非課税で、同居の世帯員の中に市民税課税者がいる方	1.000	5,980円
第6段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円未満の方	1.200	7,176円
第7段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.400	8,372円
第8段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.600	9,568円
第9段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.850	11,063円
第10段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.950	11,661円
第11段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.100	12,558円
第12段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.300	13,754円
第13段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	2.400	14,352円
第14段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が820万円以上920万円未満の方	2.500	14,950円
第15段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が920万円以上1,020万円未満の方	2.600	15,548円
第16段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が1,020万円以上の方	2.700	16,146円